

平成29年8月24日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分業者(産業廃棄物収集運搬業)
大分県佐伯市宇目大字小野市2288番地
有限会社柳井土建
代表取締役 柳井 宏次
- 2 処分日
平成29年8月21日
- 3 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
- 4 行政処分の理由
上記処分業者は、平成29年8月3日に大分地方裁判所佐伯支部から破産手続開始決定を受けた。
このことは法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当し、法第14条の3の2第1項第4号に規定する産業廃棄物収集運搬業許可の取消し事由に該当するため。

[問い合わせ先]

生活環境部循環社会推進課

廃棄物監視指導班

担 当 : 主幹 笠木 文明

主査 末松 久枝

電話番号 : 097-506-3134・3129